

## 漢民族の家族制度と婚姻形態

韓 秀成\*

### はじめに

漢民族の家族制度を考えるためには、まず、漢民族における「家族」とは何かを明確にしておかなければならない。中国と日本では「家族」と表記してもその内容は同じではない。

漢民族における家族とは「家庭<sup>①</sup>を基礎とする、つまり、同一の男性祖先の子孫達が別居、異財、異竈して、それぞれが個体家庭になっても、代々一緒に集まっており、一定の規範によって、血縁関係を絆として結成している一種の特殊な社会組織の形式<sup>②</sup>」である。この特殊な社会組織を構成するためには、

- ①、必ず一人の男性先祖の子孫であり、男系の血縁関係がはっきりしていること、
- ②、必ず一定の規範と方法を持ち、それを族衆の間での関係を処理する準則となすこと、
- ③、必ず一定の組織体系を持ち、族長などを設けて、族衆を率いて家族活動を行い、族内の公共事務を管理すること<sup>③</sup>、

の三つの必須条件が必要である。漢民族においては儒教の影響のもとに、「伝宗接代、多子多福、重男軽女を体現する夫権、父権、家父長権三位一体の家族制度<sup>④</sup>」が形成されたのである。この家族制度は、婚姻形態、財産相続、家名継承、先祖祭祀などさまざまな問題と関わってくる。それは例えば、諸橋轍次氏が『支那の家族制<sup>⑤</sup>』で、「婚姻篇」、「喪葬篇」、「祭祀篇」、「宗廟篇」、「名字諱諡篇」、「親屬篇」、「姓氏篇」と分類しているのを見ただけでも容易に納得することができる。また、漢民族は中国全土にわたって広く生活しているために、地

\* 国学院大学大学院文学研究科

域的にもその生活には差異が見られる。

従って、本論文は黄河の中、下流域、いわゆる漢民族の文化的な中心地であった中原地方の漢民族の家族に限定し、漢民族の家族制度と婚姻形態について取り上げることにする。そして、私自身が調査した資料をもとに、漢民族の家族制度と婚姻形態の関わりを通して、現代における漢民族の家族の変化の一面を明らかにしようとするものである。

### 第一章 漢民族の婚姻類型

#### 第一節 漢民族における婚姻の意味

婚姻とは、「単に一時的な男女の性関係や私的な同棲などと異なり、社会的に承認された持続的な男女間の結合であって、その当事者間に一定の権利義務を派生させる制度<sup>⑥</sup>」と言われている。しかし、この制度は単独に存在するものではなく、家族制度の一部を構成するものである。従って、婚姻形態の形成と変化は家族制度と直接関わっていると言えることができる。

そこで、まず漢民族における婚姻とはなにかを考えて見たい。

漢民族の婚姻についての研究は多く行われている。例えば、『宋代婚俗研究』では、古代における婚姻に対する解釈を次の三つにまとめてある。

一、婚姻指嫁娶之儀式而言：漢鄭玄詩經鄭風「キ」箋云：

婚姻之道，謂嫁娶之禮。

唐孔穎達云：

男以昏時迎女，女因男而來，論其男女之身，謂之嫁娶，指其好合之際，謂之婚姻。其事

は一、故云婚姻之道、謂嫁娶之禮也。

是指儀式的過程、稱之謂婚姻。

二、婚姻指夫妻之稱謂而言：鄭玄禮記經解篇注云：

壻曰昏、妻曰姻。

孔穎達疏云：

據男女父母、此據男女之身、壻則昏時而迎、婦則因而隨之、故云壻曰昏、妻曰姻。

是以婚姻雙方當事人的關係、也就是夫妻之間的關係。

三、婚姻指姻親之關係而言、爾雅釋親云：

壻之父爲姻、婦之父爲婚、婦之父母、壻之父母相謂爲婚姻。婦之黨爲婚兄弟、壻之黨爲姻兄弟。

表明夫妻一方與他方、所產生之親屬關係<sup>7)</sup>。

また、『中国婚姻史』では古代における婚姻の定義について、「一指婚娶の禮儀；二指夫婦雙方：婿曰婚、妻曰姻；三指親家：婿之父爲姻、婦之父爲婚、亦可反之；婿之父爲婚、婦之父爲姻；四指兩家親屬：婚、婦家也、姻、婿家也」<sup>8)</sup>とまとめている。

これらを見ると、古代における漢民族では婚姻とは、まずその「嫁娶（嫁入り）」の儀式を意味していたと思われる。即ち、「男以昏時迎女、女因男而來（結婚する時、男は女を迎えに行く、女はそれで夫の家に来る）」という女が男の家に入る儀式である。それだけではなく夫婦関係を婚姻とも言っている。つまり「壻則昏時而迎、婦則因而隨之、故云壻曰昏、妻曰姻」のである。この夫婦関係について『禮記』では、「出乎大門而先男帥女、女從男、夫婦之義由此始也；婦人從人者也、幼從父兄、嫁從夫、夫死從子；夫也者夫也、夫也者以知帥人者也」<sup>9)</sup>と、夫婦の地位の差を明確に示している。もう一つは婚姻で結ばれた両家の関係を言う。『禮記』によれば両家の関係を結ぶ目的は「將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也」<sup>10)</sup>ためである。つまり、二姓の好みを前提にし、上は宗廟につかえること、下は後世を継がせ

ることが婚姻の目的なのである。だから、漢民族における婚姻とは「伝宗接代、多子多福、重男輕女を体现する夫権、父権、家長権三位一体の家族制度」の一環であり、それによって、女性が男性の家に入る嫁入り婚は漢民族の婚姻類型の主流に立っていたのである。

## 第二節、嫁入り婚における嫁と婚家

「嫁」は婚姻関係によって生まれた名称である。「家庭」は婚姻関係を基本要素として構成された一つの単位である。従って、嫁の婚家における地位、役割、権力を究明することは、家族制度と婚姻関係について研究するための重要な一段階である。

では、まず嫁になることから始めよう。

「父母之命、媒妁之言」で成立した婚姻によって女性の一生の運命が決められる。婚姻関係が成立すると共に、女性は男性の家に入り、男性の家で子女を産み育て、男性の家を継承し、男性の家を繁栄させる役割を果たすための生活が始まる。実家の成員でなくなり、夫に従い、夫の家の一員となるのである。洛陽では、「嫁出去的女、澆出去的水（嫁に出した娘はこぼした水のように）」<sup>11)</sup>という嫁と実家との関係を比喻する諺がある。つまり、この婚姻関係は女性にとって、夫に従属し、夫の私有財産になることの始まりでもある。結婚後の生活が幸せか否かについて女性には選択の余地はない。次に、事例を挙げる。以下の事例は1から8までが筆者の調査に基づくものである。

事例1、話者は1910年生まれ的女性である。

彼女は洛陽市内のある裕福な家の娘である。18歳の時、ある日母親は彼女の部屋に入ってきて、縁談があることを彼女に伝えた。相手は父親の友人の次男であり、父親と面識があるという話であった。しかし、話者本人は全然知らない人であった。それから一カ月ぐらい経ったある日、母親に呼ばれて、両親の部屋に入った。

お前を張家の次男と結婚させることにした。張家のご主人は私の友人だし、私もその次男を知っている。いい人だ。それに、張家は缶詰の商売をやっているから裕福だ。いろいろ考えてみて、お前をその家に嫁に出したら安心できるんだ。これはお前の聘書（婚約書）と聘禮<sup>12)</sup>だ。

と、父親は言いながら、一枚の紙と一つのきれいな箱を彼女に渡した。その箱には、金の指輪が一つ、玉の腕輪が一对、金のピアスが一对、銀の簪が一本あった。そして、翌年の春、彼女は全然知らない人（後のご主人）と結婚した。婚家では嫁たち（話者も含めて）の地位が一番低かったし、姑もきつかったので大変だった。しかし、結婚した以上は我慢しなければならなかったと話者は言った。

事例2、話者は1919年生まれ的女性である。

彼女は洛陽市近郊のある貧しい農家の娘であった。両親と二人の弟と一人の妹と全部で六人の家族であった。父親は体が弱かったので、彼女は10歳の時から農作業の手伝いをも始めた。17歳の時、媒妁人が縁談の話をもってきた。相手は洛陽市内のある豆腐屋さんの長男であった。年齢がもう30歳を過ぎていますが、非常にまじめで、よく働かし、商売も上手な人である。家も裕福であるから、そこに嫁に行ったら、一生生活の心配はいらない。という媒妁人の話であった。それから、媒妁人の斡旋で、「銀元」<sup>13)</sup>50個と小麦300斤（150キロ）を聘禮として、縁談を決めた。そして、その年の暮れに結婚した。新婚当日の夜、「洞房（新婚部屋）」で初めて婿の顔を見たら、あばた面であった。彼女は心の中で悲しんだが、口には出せなかった。新婚の三日目は「回門」という花嫁が婿と一緒に実家に帰る日なので、彼女は実家に帰った。悲しんでいた彼女は両親を問い詰めると、両親は婿がそういう顔だと知っていたのである。婿の顔を

見たくない、婚家に戻りたくないと言きながら、彼女は両親に言った。しかし、両親は「女人應該嫁雞隨雞，嫁狗隨狗（女は鳥に嫁いだら鳥に従うべきであり、犬に嫁いだら犬に従うべきである）」と言って、それを許さなかった。結局、彼女は運命だとあきらめて婚家に戻った。

このように、当時、多くの新郎新婦は結婚する当日までお互いに顔も知らなかったのである。婚姻を成立させるか否か、お互いの条件が本人或いはその家に合うかどうかなどということは、すべては家長が判断して決めた。本人同士の意志は無視されていた。だから、嫁入り婚は家父長の権力が漢民族の婚姻形態に反映した結果とも言えよう。この婚姻関係の成立によって、女性は婚家に入って、身分が娘から嫁に変わるとともに、父権の支配下から夫権と家父長権の二重の支配下に転じた。「娶来的老婆買来的馬，任我騎來任我打（娶ってきた嫁は買ってきた馬のように、乗っても殴っても私の勝手である。）」<sup>14)</sup>という民間での言葉は嫁が婚家にいる立場を表している。嫁がこの立場を変えることができる唯一の方法は自分が子供を産んで、将来姑になることである。これは嫁の婚家における重要な役割でもある。

漢民族において、「父権、夫権、家父長権」下の家族制度のもとで、男性を中心とし、父系的血統を重視し、父系的血統で家を継承して行くのは普通であった。父系的血統の純粋さを保つため、女性の一生の大部分の時間は「大門不出，二門不邁」の「深閨生活」に埋められてしまう。少女たちは5歳にもならない時から纏足手術<sup>15)</sup>を受ける。手術を受けた女性は一生長距離を歩くことができなくなる。そして、その想像もできない痛さによって女性を家に容易に閉じ込めてしまう。結婚しても家の中に閉じこもり、家事と家庭内の再生産という仕事だけをする。社会に出ることはできない。この家庭内の再生産というのは生

殖、つまり、血統の継続を保証することと考えられる。この再生産ができなければ、いつ婚家を追い出されるか分からない。女性にとって、これは一番こわいことであった。というのは、一般的には、女性は、財産を相続する権利もないし、社会に出てお金を稼ぐ力も機会もないから、追い出されると生きて行く途もないからである。さらに、「夫の生きている間、女は何ひとつ自分の所有にできないし、夫が死んだ場合には、彼女が正妻であると妾であるとを問わず、息子をもっていなければ遺産は全くあたえられなかった」<sup>10</sup>というように、老後の生活にも関わっているのである。従って、嫁にとっては、何よりもまず男の子を産むのが肝心なことであった。しかし、世の中には運と不運が同時に存在しているから、男の子に恵まれない嫁もいる。この場合の彼女達は、舅姑、夫などに冷遇されたり、いじめられたりするの日常茶飯であった。

事例3、話者は1917年生まれ的女性である。

彼女の夫はY家の一人息子である。婚家では早く男の子を産んでほしいと望んでいたが、産まれたのは長女であった。それから毎年出産するが、生まれたのは五人の娘であった。それで、姑はいつも嫌な顔を見せながら、「光会生閨女片子的賤貨（女の子ばかり産むろくでなし）」と彼女を侮辱したりして、家事や子供の世話などには全然手伝わなかった。夫の方も常に癩癩を起こして、彼女を叱ったり、殴ったりしていた。「今度また女の子を産んだら、離縁してやる」と言う言葉は夫の口癖になった。彼女は毎日それらに耐えて、涙まじりの生活を送っていた。六番目の娘が生まれた時、夫は部屋のドアのところ、また女の子だと聞くと、一カ月も部屋に入らないままであった。出産後七日目から、誰も世話をしてくれないので、彼女自分でいろいろやりながら、六人の娘の世話もしていた。毎回今度こそと、希望を持っていたが、失望ばかりであった。

六人の娘の名前までも男の子がほしいという名前であった。

長女 — 景娃(男の子が好きだ)

次女 — 改娃(男の子に改めてほしい)

三女 — 来娃(男の子に来てほしい)

四女 — 来順(男の子が順調に来るように)

五女 — 順娃(男の子が順調に来るように)

六女 — 愛娃(男の子を愛する)

やっと七人目に男の子が生まれた。「留根」と命名したが、文字通り「根を保つ」という意味である。つまり、男の子は家の根本なのである。

男の子を産んだことにより、彼女の婚家における地位はいきなり高くなった。姑は出産後の彼女に栄養をつけさせるために、毎日工夫してご飯を作った。家事なども一人でやった。家事をやったことのない夫も珍しく、子供を抱いたり、世話をしたりした。

このように、男の子が生まれたことは、彼女にとってはまるで地獄から出て、青空を見たようであった。それによって、彼女は婚家で初めて全員と平等に生活できるようになったのである。

この面から言えば、女性は男の子を産むことによって、自らの婚家にいる基盤を造ることになったのである。その基盤のうえで、自分の一生をかけて、子供を育て、教育することに精力を注ぐ。子供が妻を娶れば、自分も姑になる。それと共に婚家における地位も自然に上がる。これらのいろいろな条件のもとに、男の子を産むことこそ嫁が婚家に安定した地位を得るすべての根本であると言える。したがって、子供を産み育てることは、偉大な母の愛を含んでいるばかりでなく、夫権、父権、家父長権を三位一体のものとして組み込んだ漢民族の家族制度のもとで、嫁が婚家で生活する上での希望として、最も大きな精神的、感情的なよりどころとするものであったとも言えよう。

### 第三節、嫁、姓、実家

前述したように、嫁入り婚は女性が男性の家に嫁ぐものであるが、それは夫に従い、夫の家の一員になることであった。しかし、夫の家の成員になったにもかかわらず、嫁は一生にわたって実家の姓を保持している。これも漢民族の家族制度と関連があり、家族制度のあり方が婚姻関係によって明らかになることの一つである。従って、本節では嫁の姓及び実家との関係について考えてみたい。

漢民族においては、父系的血統が重視されている。「必ず一人の男性先祖の子孫であり、男系血縁関係がはっきりしている」ことは漢民族の家族を構成する必須条件の一つとなっている。つまり、男系血縁関係が家族の中心となり、父系的血統のつながりで家族を継続していくのである。この父系的血統のつながりには婚姻関係は必須条件である。しかし、漢民族では同姓不婚の考えがある。例えば、『禮記』による「取妻不取同姓。故買妾不知其姓則卜之」、「昏禮者。将合二姓之好。」<sup>17)</sup>などがその根拠として挙げられよう。そのために、漢民族では同姓の女性との結婚を回避しようとする傾向が強い。しかし、これは地域差が大きく、中原地方においては、同じ祖先でなければ、同姓の男女の結婚はタブーとしていない。とはいえ、異姓の女性と結婚するのが一般的である。即ち、夫婦は異なる姓を持っているし、一家は違う姓の集合体となっている。それにもかかわらず、その子どもは父姓を名乗っている。結局、一家の中では、婚姻関係によって入ってきた嫁だけが異姓を持っていることになる。「来嫁女は依附の女であり、寄女であるから、当然夫の血族親ではなくして、何処までも因親でなければならぬ。即ち後天的に依附した族員で、夫の血族からは外親でなければならぬ。」<sup>18)</sup>の如く、婚家の一員であっても、子供を産んだとしても、「よそ者」の扱いとされている。

こうした状況において営まれる生活を嫁自

身はどうとらえていたのであろうか。前述したように、家父長権の下で成立した婚姻はすべては「父母之命、媒妁之言」によるものである。本人同士は「洞房」に入るまで顔を見たこともないことが多かったのである。こうして婚家に入った嫁は最初の孤立感、恐怖感がないとは限らない。さらに、嫁姑の感情的な対立や、生活習慣の不調和などによって、家庭内の嫁いびりが発生する可能性もある。こういう孤立感、恐怖感などから逃れるための精神的な支えは実家である。例えば、中原地方では、「娘家人来出気(実家の人は嫁のうっぷんを晴らしに来る)」という慣習がある。これは、もし、家庭内の嫁いびり方が常識の範囲を超えた時、実家の伯父、叔父、兄弟、いとこなどが介入して、彼女(嫁)を救うことができる慣習である。以下、この例を見てみよう。

事例4、張氏は腕のいい大工であって、近くの人々には有名であった。しかし、家では夫権をもって、妻に暴力を振るうことは日常的であった。最初、妻の劉氏は我慢していた。ある日、夫に殴られて体中が傷だらけになり、我慢できなくて、実家に逃げていった。実家の両親、兄弟達は彼女の傷を見て腹が立った。そして、兄弟、いとこなど、うっぷんを晴らそうとする人十数人が張家に入って、張氏を殴ろうとした。しかし、張氏は事前に情報を得て逃げてしまった。結局、張家のある有力な年長者の斡旋によって、張氏はみんなの前で劉氏の両親に謝罪し、二度と妻に暴力を振るわないと約束してから、やっとおさまった。

事例5、話者は86歳の女性である。これは彼女の実家の例である。

話者の伯父は正妻と二人の妾を持っていた。正妻は一人の娘を産んだ後、体が弱くなって、早く亡くなった。中原地方では、女性が男性より先に死んだ場合には、すぐ家族墓地に入れない慣習がある。その時に

は、家族墓地の一隅に埋めておく。男性が亡くなると、女性の遺骨を掘り出して、夫婦を合葬するのである。その正妻はこういう慣習によって家族墓地の一隅に埋められていた。彼女の夫が亡くなる三、四年前に、一番目の妾も亡くなった。それで、夫が亡くなった時は、夫の葬式というよりも、夫、正妻、妾三人の合葬式であった。この時一番目の妾の三人の娘達は、父を真ん中にし、女二人をその両側に埋葬しようとした。これに対して、正妻の娘は、父、正妻、妾という順位を強調した。しかし、三対一で正妻の娘は勝ってなかった。そこで、正妻の兄弟はルールに反すると言って怒った。そして、姪、いとこなど、何十人も同族を集めて、一番目の妾の娘達に罪を糺した。結局、正妻の実家の要求通りに夫、妻、妾という順序で葬儀を済ませた。

こうした例に見られるように、いざというとき、精神的な支えになったり、避難場所を提供したりするのは実家の親族である。河南省では、「能得罪挙人秀才，不能得罪娘家後代（挙人，秀才の機嫌を損ねてもよいが，実家の子孫達の機嫌を損ねてはいけない）」<sup>99</sup>という言葉は嫁たちの実家を頼る気持ちをよく表している。換言すれば、男尊女卑の家族制度の下では、嫁にとって、実家の親族は命を保証してくれる最終的な後ろ盾であった。

以上見てきたように、漢民族においては、姓は血縁関係の象徴である。この血縁関係を中心とする漢民族の家族制度によって、父系の姓は子孫達に継承されるのである。そこで、婚姻関係によって入ってきた嫁は婚家にとっては、一生の異姓、つまり、一種の異物の存在である。一方、女性にとっては、結婚して、婚家の一員になりながら、万が一のとき、実家しか頼れないという意識は常に頭の中に潜在している。実家は生きているだけではなく、死後においても守護してくれる存在であった。

#### 第四節、「養老女婿」と「過繼児」

「養老女婿」といっても「過繼児」といっても養子のことである。「養老女婿」は婿入り婚により入ってきた養子であり、「過繼児」は同姓同族からもらった養子である。しかし、同じ養子でありながら、家族制度の関係でそれらの地位、待遇はかなり違う。本節では、この両者を比べることにより、婚姻関係と血縁関係との差を考えて見たい。

第一節で述べたように、女性が男性の家に入る嫁入り婚は漢民族の婚姻類型の主流である。しかし、男の子がいない家もある。こういう場合は婿を招き入れることがある。つまり、婿入り婚という婚姻類型を取るのである。しかし、漢民族では父系的血統を重視し、父系的血統で家を継承していくのが一般的であり、婿養子に家を継承させることは好まれなかった。そのため婿は、同族の人にいじめられたり、周りの人達に軽蔑されたりして、つらい立場に立った。洛陽市ではそういう婿のことを、「上門女婿」、「養老女婿」というが、「倒插門（門戸を逆さまにした人）」ともいう。事例6、養老女婿の例。話者は1930年生まれ男性である。

話者の原籍は河南省のある小都市である。彼の父親が17歳の時、洪水に遭って、家も作物も水に流されてしまった。生計の道を求めて、故郷を後にして、洛陽にきた。親戚の斡旋で、息子がいない耿家の長女と結婚し、姓も「耿」に改めて、耿家の「養老女婿」になった。しかし、これは妻の伯父に猛烈に反対された。「肥水不流外人田，招外姓人進來不如過繼自己家人（肥えた水を他人の田圃に流すべきじゃない，よその人を招き入れるより自分の家族から過繼児をもらった方がいい）」という理由であった。だが、妻の父親はそれに応じなかった。それで、両家の関係が悪くなった。それ以来、話者の父親は自分の子供が三人いながら、妻方の両親と三人の妹を扶養していた。そして、

両親の葬儀をおこない、妹たちの結婚式を上げるなどすべての義務を果たした。しかし、それでも同族の人に認められなかった。「外姓人再改頭換面還是外姓人(よその人はいくら面目を換えてもよその人だ。)」、「改名売姓的人不應該繼承耿姓的財產(名を改め、姓を売る奴は耿姓の財産を相続すべきじゃない)」などと、常に侮辱されたり、いじめられたりされて、何回も喧嘩したことがある。父親が亡くなった後、話者本人も「あの人のはもともと耿家の人じゃない。父親が耿家の養老女婿だったのです」と言われたことがある。

事例7、過繼児の例。話者は1910年生まれ的女性である。

この事例は話者の実家の1932年の状況である。彼女の伯父は正妻との間に娘が一人いた。その娘を産んだため、正妻は体が弱くなったので、子供を産めなくなった。その後、伯父は妾をもらった。妾との間には三人の娘が生まれた。その間に、正妻が亡くなったので、その妾を正妻にした。さらに、二番目の妾をもらった。二番目の妾との間にも二人の娘が生まれた。全部で六人の子供がいるが、男の子はいなかった。仕方がなく、1932年、話者の兄を「過繼児」として正式にもらった。自分の娘達は成人すると、次々に嫁に出してしまった。それから、話者の兄は伯父の家で老人扶養などをして、財産を相続した。これは当然なことと思われていて、何も不自由がなかった<sup>(20)</sup>。

では、この二つの事例を比べてみよう。

嫁が婚家に嫁いで異姓の家の一員になると同じように、養老女婿は婚姻関係によって異姓の家の養子になる。嫁入り婚における嫁は結婚しても一生自分の姓を保っている。嫁は姓が違うから婚家での地位が低い。だから、姓が異なることは嫁が婚家においてよそ者としての存在である証拠ともいえる。養老女婿の場合は婿が妻方の姓に改める。しかし、姓

を改めたにもかかわらず、なかなか同族の人から平等に扱われない。嫁入り婚における嫁は子供を産み育てて、婚家での役割を果たす。そして、その子供が大きくなって、妻を娶れば、嫁の地位は自然に上がる。養老女婿は妻方の家ですべての義務を果たしたとしても、同族の人に認められない。事例6のように、話者の父親はこの世から去った後にも、軽蔑されたという事実を変えることはできなかった。さらに、養老女婿の場合は男であって、一家の生活の重任を負っているため、社会に出るのは当然であった。それで、世間での差別も受けざるをえない。だから、同じように婚姻関係で異姓の家に入りながら、養老女婿は嫁入り婚における嫁よりもっと辛い立場であったといえることができる。

一方、過繼児の場合は、まず姓が同じであるから、それだけ有利である。父系的血統に位置付けられる血縁関係で入ったので、同族に平等に扱われるのである。従って、同じ養子であっても、財産を相続するのも、家を継承していくのも、当然なことと思われるのである。

このように、血縁関係、つまり、父系的血統を重視する家族制度の下では、血縁関係が重視され、常に婚姻関係によって結ばれた関係の上位に立っている。また、「男婚女嫁(男は娶り、女は嫁ぐ)」は正常な婚姻関係と思われ、それに反する婿入り婚は排斥される傾向にあった。しかも、この抵抗感が入ってこられる側にだけあるのではなく、入る側にもあった。多くの家族には「族内の女性が婿を入れるのを禁止すると共に、族内の男性が他の族の婿養子になるのも禁じる。それに違反した人は当事者だけではなく、その父母達も家法の制裁を受けなければならない」<sup>(21)</sup>という家法があった。

## 第五節、「門当戸対」と売買婚姻

以上、人々の意識から漢民族の家族制度と

婚姻形態を述べてきた。しかし、こうした意識は独立したのではなく、その裏には経済的な裏付けがある。本節では経済の角度から、漢民族の家族制度と婚姻形態を見ていきたいと思う。

「門当戸対」の「門」「戸」はもともと普通の家族を指したのではなく、官僚、士族達をいったものである。例えば、趙翼撰『廿二史劄記』卷十二の中には、「六朝最重世族，其時有所謂舊門，次門，後門，勳門，役門之類。以士庶之別，爲貴賤之分，積習相沿，遂成定制。」<sup>22</sup>と記されている。この貴賤、階級のはっきりしている国家制度の下で、門戸の呼称は高貴な身分を示すものの代表になっている。人々の能力、道徳より門戸、出身が重視され、門戸観念は社会における家族の名誉、地位に対する評価の基準になる。婚姻関係を結ぶとき、「門当戸対」、つまり、婚姻双方の身分が相応しいことが自然に要求されるようになり、「門当戸対」も漢民族の婚姻術語になった。もちろん、この「門当戸対」のなかには経済条件も含まれている。例えば、司馬光は『書儀』のなかで「今世俗之貪鄙者，將娶，先問資裝之厚薄；將嫁女，先問聘財之多少，至于立契約云，某物若干，某物若干，以求某女者……」<sup>23</sup>と書いているように、経済も婚姻が成立するための条件だったのである。この経済的な条件は売買婚姻の源であり、ずっと後世まで継続されてきた。先にあげた事例1では「張家は缶詰の商売をやっているから裕福だ」といい、事例2でも「家(相手の)も裕福しているから、そこに嫁に行ったら、一生生活の心配はいらない」といい、経済条件を婚姻成立の重要な条件とすることは共通している。事例1における聘禮は「金の指輪が一つ、玉の腕輪が一对、金のピアスが一对、銀の簪が一本」であって、当時では、みんな高級品であった。それに比べて、事例2の貧乏な農家の娘であった話者の聘禮は「銀元50個と小麦300斤」だけであった。このように、経済条件は婚姻関係

が成立するのにはかなり重要であったと見られるし、門戸による差もはっきり見える。

また、事例6の場合は、生計をはかるために、養老女婿になった。そして、一生涯にわたって一生懸命にやっていたが、認められなくて、辛い思い出のままにこの世を去った。それに比べて、事例7の方は裕福の家だから、「一夫一婦制」<sup>24</sup>にもかかわらず、正妻のほかに妾を二人も持っていた。

このほかに「童養婚」もその好例である。子供を扶養する経済力がない貧しい家では、幼い娘を許婚にして、聘禮をもらう。その娘は婚家で育てられて、大きくなったら婚約させられた相手と結婚する。こういう場合の聘禮は実際は身売り金の性質も持っていたのである。

こうして見ると、漢民族の婚姻形態の形成には、経済的な条件を重視した影響もあると言えよう。

## 第二章、現代における漢民族の家族制度と婚姻形態

### 第一節、家族制度の崩壊

家族は社会の基礎的組織である。家族制度は社会制度と密接につながっている。だから、社会制度の変化は家族制度に変化を迫ることになる。

中国では今世紀の初頭、辛亥革命が起こった。その翌年、1912年中華民国の成立によって、中国は清王朝の統治から脱して、共和国になり、社会構造に大きな変化が起きた。このような社会構造の変化は二千年以上継続していた家族制度に大きな衝撃を与えた。

この衝撃を最初に与えたのは辛亥革命であった。辛亥革命は「自由、平等、独立」を宣揚し、封建君主制度、夫権、父権、家長権三位一体の家族制度を否定し、人々の考え方に対して変革を促した。これは一定程度封建的な家族論理と家族関係を衝撃を与えた。

それをきっかけとして、女権運動が始まっ



たが、これは家族制度に対する闘いでもあった。その目標は男女同権、一夫多妻制と女子の売買の廃止、結婚の自由、家族的慣習の変革などを求めることであった。そして、五四運動、つまり、1919年5月4日には、その運動の理念が採択され、それにより中国全土に波及し、多くの女性たちが家を出て運動に参加した。これは伝統の「大門不出、二門不邁」という儒教思想に対する挑戦の第一歩であった。

その後、1920年から、「相続権の平等、選挙する権利または選挙される権利、教育と労働における権利の平等、結婚の自主権及び自由結婚」<sup>(25)</sup>という「五つの提言」が提唱され始めた。大都市では、女子学生、女性労働者がだんだん多くなってきた。どうじに、女性の経済的な自立によって、生活様式の変革をも引き起こした。そして、数千年にわたって形成してきた家父長制の家族制度が揺れ始めた。

1930年代以後、結婚の自由が法律に具体的に規定された。1931年、国民党の「民法」は「双方の合意による結婚の締結、両性の平等、相互の同意による離婚」<sup>(26)</sup>等を布告し、同じ年、共産党はソヴイェト地区で制定された《憲法》《婚姻条例》によって「結婚の自由は認められる」「配偶者の自由選択を許す」<sup>(27)</sup>としたのはその例である。それによって、女性たちは未曾有の自由を保障されるようになり、「父母之命、媒妁之言」という従来の婚姻制度が崩壊するきっかけにもなった。

しかし、法律に規定されたといっても、それですべて恋愛の自由、婚姻の自由が実現されたということができない。この時代において、自由に恋愛し、自由に結婚することができるのは大都市の一部分の人に過ぎない。中小都市、農村などでは、「父母之命、媒妁之言」は婚姻が成立する基本条件のままであった。例えば、事例2のように、1936年話者の婚姻はすべて親が決めたのであって、新婚当日の夜まで、話者が婿の顔も知らなかったというこ

とはその好例である。また、売買婚姻などの慣習も存在していた。

事例8、童養婚の例。

話者は1940年生まれ的女性である。彼女は六人兄弟であった。女は五人で、男は一人であった。家が貧しかったから、女の子たちは次々に売られてしまった。彼女本人も8歳のとき、童養媳として洛陽市のある家に売られてしまった。その後、彼女はずっとその家で働き、生活していた。19歳のとき、婚約相手と婚約を解消し、自由になったのである。

このように、1940年代の終わりから50年代の始め頃までは、このような婚約慣習がずっと存在していたのである。

1949年中華人民共和国の成立によって、中国は社会主義国家になった。1950年代の初めから「土地改革法案」が実施されてきた。それにより土地の私有制は消滅し、公有制に変わった。それと共に、封建的な経済基礎に立っていた夫権、父権、家父長権三位一体の家族制度も根底から瓦解することになった。

1958年、大躍進運動、人民公社の成立などが中国全土で展開された。そして、老弱病者を除いて、女性たちはみんな社会に出て、男性と同様に稼ぐことができた。この経済的自立ができたことにより、女性は育児と家事の二事だけが一生の責任であるという儒教思想の束縛から解放され、夫権、父権、家父長権の統治から脱出することになった。

けれども、従来の家族制度が完全に崩壊し、夫権、父権、家父長権の姿が全部消えたわけではない。「父母之命、媒妁之言」で成立した婚姻がまだある程度存在して入るのも事実である。

事例9、

金は女性で、1979年のとき16歳であった。当時彼女はある高校の学生であった。この年、彼女の母親は病気で寝込んでいたが、治療するお金がなかった。その時、金の父

親の秦という友達は牛を買うため、金家に臨時に泊まった。彼は金家の状況を見て、金の父親に40元の現金を貸した。それ以来、秦は常に金家を訪れ、金に会って、彼女がきれいな女の子だと知っていた。そして、「貸したお金は返さなくてもいい、娘さんとせがれとを結婚させて、私達は「親家（婚姻関係で結ばれた男女双方の家の関係）」になろうか」と金の父母に言った。金の父母は、秦家は漁業隊（漁業をやっている人民公社）にあって生活が富裕だなどを見て、すぐ承諾し、秦を「親家」同然と視していた。それからは秦は常に金家に魚、米、お金などを送っていた。金の父親はこのような「親家」がいることで喜んでいて、1980年の暮れ、両家の親の意志で婚期を決めた。金はそれを知って堅く断り、泣きながら続けて勉強したい、学校に行きたいと親に要求した。学校の先生達、親戚の伯（叔）父、伯（叔）母なども娘さんは学校が終わるまで、成人するまで待っていた方がいいと金の両親を説得した。しかし、金の両親は強硬な態度を執って、「娘を嫁に出すのは私のことで、あなた達とは関係ない」と言って、説得に来た人をみんな追い出した。結局、強引に金を嫁に出した。その代わりに、一步を譲って、金が結婚してから2年間学校を通うことを許した。

もともと結婚したくない金は秦家に嫁いで見ると、婿はいつも遊蕩して正業も務まらない人だし、住まいも普通の建物ではなく、ただの藁葺き小屋であることなどが分かって、何もかも気に入らなかった。それで、ずっと実家に住み、正月などのとき、親に再三催促されて婚家に帰るが、2、3日たつと、またすぐ実家に戻った。金の話によると、結婚してから6年たつても、夫婦性生活を1回もしたことはなかったという。原因は金本人が拒否していたからである。1984年8月、婿は外地に出稼ぎに行ったとき、他の人と

一緒に人の牛を盗んだため、県の公安局につかまれて、2カ月の拘留刑を受けた。その時、金は民事裁判所に離婚したいと訴えた。理由は、

- ①、親が決めた婚姻であって、夫婦の間には情がない、
  - ②、婿は遊蕩して正業を務まらないし、人の物を盗む、
  - ③、結婚したとき、婚姻法に規定された年齢に達していないから、婚姻法に違反した、
  - ④、婚家には住む場所もない、
- との4つであった。これを受理した裁判所はすぐ離婚の判決を下さなかった。逆に二人が仲直りするように一生懸命に説得していた。「男女双方の親たちは関係がとてつもない、彼女夫婦に仲直りしてほしい」は説得する重要な理由の一つであった。これに対して、金は「私の両親は秦家の魚、米、お金などを受けて買取されのだ。私はそれらの物を全部返すつもりで、仲直りはもう不可能だ」と強調した。

しかし、裁判所が調停している間に、金は病気になって、高熱が出ていた。村の人々及び彼女の両親たちは万が一のことがあったら、嫁に行ったら娘が実家でなくなると不吉だと恐れて、彼女の姑に知らせて、彼女を婚家に運んだ。この時はもう1985年の6月であった。けれども、金は病気が少しよくなると、すぐ実家に戻った。これをチャンスとして、裁判所はまた調停して、訴状を取り下げるように彼女を説得した。金は自分の病状とまわりの世論の圧力で、同年の7月に不起訴用紙に無理にサインしたが、それでもなお「どうしても私は離婚する」と強く訴えた。そして、金はあいかわらず実家に住み、どうしても婚家に戻らなかった。同年の10月、金はまた裁判所に訴訟し、離婚することを強く要求した。

裁判所ではこれについての意見が二つに

別れていた。

一つは、金の婚姻は本人の意志を無視して両方の親たちが決めたのである。婚姻届も出していないし、結婚するとき金はまだ法律に規定される結婚年齢も達していない。さらに、結婚前も結婚後も男女双方には情が生じなかった。これらのことは事実であり、金が離婚を要求する理由も充分である。だから、金を支持し、離婚を判決すべきである。という意見であった。

もう一つは、金の婚姻は親たちによって決まったことである。しかし、両家の親たちは関係がいい、しかも、法廷で調停に応じて和解書にサインした。今金がまた離婚を提出したが、調停して、もし離婚しなくても済んだら、離婚を判決しなくてもいい。という意見である<sup>(29)</sup>。

このように、金の婚姻は両家の親が話し合っ  
て決めたのである。秦家が金家に経済的援助  
をして両家の関係がよくなったことがこの婚姻  
の成立するきっかけであった。この婚姻に対  
して、金本人が猛烈に反対しても、まわりの  
人々がどんなに説得しても、親に無視されて、  
結局、彼女はそのまま親の言ったとおりに結  
婚してしまった。また、1984年金が裁判所に  
離婚の訴訟を提出したが、1年たった後の1985  
年にはまだ離婚の判決を得られなかった。そ  
の理由は「男女両方の親たちは関係がいいし、  
彼女夫婦に仲直りしてほしい」ということで  
あった。

この例を見ると、1930年代の《婚姻条例》  
に規定された「結婚の自由は認める」「配偶者  
の自由選択を許す」などが公布され以来50年  
も過ぎていた1980年代でも、結婚の自由、配  
偶者の自由選択などができないことはまだ存  
在していることがわかる。これは2千年以上に  
わたって伝えられてきた婚姻制度の影響がな  
かなか消えない証拠でもある。

しかし、金は「大門不出、二門不邁」の女  
性ではなく、学校に通っている学生であった。

やむを得ず、親の命令で結婚したが、婿と合  
わないために離婚の訴えをすることができた。  
これは女性が「嫁鵝随鵝、嫁狗随狗」の時代  
とは大いに違っている。しかし、彼女はまだ  
離婚判決を得ていなかった。だが、裁判所内  
部でも金の婚姻は彼女の父母が本人の意志を  
無視して決めたことであって、婚姻法に違反  
したから、彼女の両親を批評、説得し、離婚  
を判決すべきだという意見がかなり強い。だ  
から、現在の女性にはいざというとき、法律  
という後ろ盾があると言える。しかも、この  
例がごく一部のものだけであり、自由に恋愛  
し、自由に結婚できるのは普通である。

だから、「父母之命、媒酌之言」で成立した  
婚姻はまだ少しは存在しているが、大きな流  
れとしては家族制度の瓦解によって、従来の  
婚姻制度が崩壊し、恋愛の自由、婚姻の自由  
などが実現されたとと言える。

## 第二節、夫婦関係の変化

家族制度の崩壊と共に、女性は家庭での地  
位が向上した。それは夫婦関係にも変化を引  
き起こした。この変化は、第一、一夫多妻制  
の排除、第二、離婚の平等、第三、家事の分  
担という三つの方面に現れてきた。

まず、一夫多妻制の排除である。漢民族の  
婚姻制度は一夫一妻制である。しかし、事例7  
で見たように、一人の男性は何人かの女性を  
持つこと、つまり「一男聚数女」は許容の範  
囲であって、妾を娶ることは当然のことであ  
った。この慣習は1940年代の終わりまで続い  
ていた。1950年、《婚姻法》により、一夫一婦  
制は強制的に、すべての公民に適用される強  
力な法律制度を備えた。現在の法律では、妾  
を娶ることはもちろん、配偶者を有する者(男  
女とも)は他人と姦通または同棲する行為も法  
律に違反することで、重婚罪となり、これに  
は2年以下の有期徒刑を与えられる<sup>(29)</sup>。

事例10、

河南省永城市には「美夢」という名前の

美容室がある。この美容室の主人は呉道德という35歳(1996年では)男性である。彼は出稼ぎのため、3年前故郷の温州市から永城市に来て美容室を開いたのである。1994年初めて永城市に来た呉道德はもうすでに妻と二人の娘のほかに、二人の愛人をもっていたのである。その間、呉道德の美容室がますます繁盛して、お金がどんどん彼の手に入った。金持ちになってから当店の女性店員を誘惑した。お金の誘惑で、前後3人の女性店員が魅了された。そうすると、呉の妻及び最初の二人の愛人と合わせると、呉道德は6人の女性をもっていた。さらに、この6人の女性はみんな呉道德の子供を産んだ。男の子が5人で、女の子が4人で、全部で9人の子供がいる。普段、この6人の女性は各自が独立して、自分の「家」で生活していて、揉め事などは一つもなかった。それで、外部の人は彼女達の関係を知らなかった。呉道德も人の前ではいつも真面目な顔をしていた。ずっと1996年の暮れ、呉道德が急死するまでに人々に真面目な人と思われていた。

呉道德が死亡したと共に、彼の6人の「夫人」は彼の数十万円の遺産を相続するために紛争した。それで、彼女達の関係は初めて外部の人達に知られて、社会に強烈な反響を引き起こした。呉道德は本当は不道德だと皆に批判されて、法律に違反したと言われていた<sup>(30)</sup>。

#### 事例 11,

李玉は女性で、1995年18歳のとき大学の受験に失敗した。それで、彼女は生まれ育った貧しい故郷を離れ、大都市の武漢市に行くことにした。

武漢市に着いてから何日間も仕事を探していたが、見つからなかった。仕方がなく、武勝路労力市場に行った。1995年12月10日午後3時頃、そろそろまた1日が終わるところに、45、6歳の中年男性が彼女の前に現れ

た。「保母を探しているが、毎月150～200元の給料のほかに、食事と住むところをただで提供する。どう?」と中年男性は彼女に聞いた。李玉はちょっと考えてから同意した。

中年男性は張国権といい、妻の陳桃香と一緒に一軒の子供服の店を経営している。李玉にやってもらう主な家事は掃除、洗濯、ご飯の用意などであるが、たまには店に出て手伝わせることもある。

李玉が張家に行った翌日、張国権はすぐ彼女を商店街に連れて行って、いい洋服を買って、彼女を新しく変身させた。張家に帰る途中、「これからは私の言うとおりにやれば、いいことがたくさんあるよ」と張国権は李玉に言った。

この日の夜、張国権は李玉にご飯の用意をさせなかった。李玉を歓迎したいからといって、レストランで何種類の料理と一本の白酒を注文した。李玉はももとはお酒を飲めないのであるが、張国権にどうしても飲んでほしいと言われ、陳桃香にも一生懸命に勧められた。彼女はご主人の好意が断れないので、仕方がなく小さいグラスで一杯飲んだ。そうすると、食事はまだ終わらないうちに、彼女はもう頭が重くて、足がふらふらしていた。寝て夜中のとき、張国権は妻陳桃香と共謀して、李玉を強姦した。李玉は心が刺されたような痛みを感じ、意識を失った。

このことが発生した当日の夜、陳桃香は姉さんの身分をもって、李玉と長話をした。「私はもう40過ぎだし、心臓病、肝臓病、リュウマチなどの持病があつて、健康状態が悪いから、主人の要求を満足させることはできなくなった。私は主人があなたとそれ(肉体関係をもつこと)をやることを支持するのは、あなたを侮辱したいからではなく、こういう形を通して、あなたにずっとここにいてもらって、私たちと一緒に生活してほしいのだ」と陳は李に言った。

その後すぐ張国権も李玉と二人きりで長話した。「あなたが私を告訴したら、私はたぶん刑務所に入るけど、あなたは何も得られないだろう。もし、あなたが私を告訴しなければ、償いとしてかなりの金額のお金をあげる。あなたさえ同意すれば、この家に永遠に滞在することができる。これからはいいものを食べさせ、いい服を買って上げるほかに、毎月500元のお小遣いをあげることを保証する。妻が死んだら、この家が全部あなたのものになる」と張国権は李玉を説得し、3000元の現金を彼女の手強引に握らせた。

こんな大金を見たこともない李玉は手の中のお金を見て心が揺られた。彼女はどうぞすればよかに迷っていて、実家に帰って、自分の遭遇したことを両親に話した。それを聞いた両親は怒るどころか、娘が大船に乗ったと歓んでいた。金銭の誘惑の前で、李玉はどうとう悲しい選択——張国権の妾になることを選んだ。

張国権と陳桃香は武漢市武昌県の農民である。二人とも学歴が高くないが、服装の商売が上手で、百万元以上も貯めた。しかし、何年前か前、陳桃香が過度の労働で持病になった。それ以来、張国権は常に女色を漁っていた。このため、夫婦はいつも喧嘩し、離婚しようもしていた。苦労して立てた家を保つために、陳桃香は主人に妾を探してあげることを承諾した。それと同時に、

- 1、再び浮気をしないこと
- 2、二度と離婚と言わないこと
- 3、妾には子供を産ませないことと家政に参与させないこと

と、三つの条件をつけた。張国権はこれらの条件を承諾した。妻との談判が終わった当日の午後、彼は一刻も待たないように武勝路の労力市場に来て、若くてきれいな李玉を選んだ。

李玉は自分がこの家にいる基盤を固める

ためには張国権の子供を産むことが唯一の方法だと思っていた。

しばらくたって、李玉の望みどおりに彼女が妊娠した。これは陳桃香にとっては晴天の霹靂のようであった。ある日、陳桃香は病院で墮胎薬をもらい、市場で雌の鶏を買ってきて、李玉に鶏スープを作ってあげた。もちろんスープには墮胎薬を入れるのを忘れることはない。二日間後、陳桃香の望みどおりに李玉が流産した。

時間がたつと共に、李玉がまた妊娠した。今度は陳桃香は前回と同じ方法ならばれてしまうと恐れて、張国権に圧力をかけて、李玉に人工流産を受けさせようと説得させた。しかし、李玉はどう説得されても納得はしなかった。陳桃香はこれを見て、別の計画を立てた。ある日、李玉がベットに横になって休んでいるとき、陳桃香の10歳の息子は突然李玉のベットの前に行き、いきなり李玉の腹部の上に飛び上がった。李玉はにわかに痛みを感じ頭が空白になった。反応ができたときは下着がもう血に染められて赤くなっていた。

また時間がたつと、李玉が3回目の妊娠をした。彼女は用心深くこの秘密を守りたかったが、しばらくたつと、ずっと彼女を監視していた陳桃香に察知された。そうすると、陳桃香はわざとあら捜しをして、李玉と大喧嘩し、やり取りの中で、拳で何回も李玉の腹部を打った。それが原因で、李玉がまた流産した。李玉は悲憤交じりで、陳桃香を強く殴った。陳桃香は恨みを抱いて実家に逃げ、二人の弟に李玉を殴らせて、うっぷんを晴らすつもりであった。張国権は事態が広がるのを恐れて、李玉にしばらく実家に帰って避けようと一生懸命に説得し、李玉に納得させるために、8000元の現金を渡した。李玉は仕方がなく、涙を流しながら、張国権の話に従った。

何日間後、陳桃香は偶然貯金通帳に8000

元少なくなったことに気が付いて、張国権に問い詰め、真相を知った。そして、彼女は「私は李玉が8000元を盗んで逃げたと公安局に報告したら、公安局がきっと彼女を捕まえる。それなら、私の恨みが少し解消できる」と張国権に言った。

陳桃香夫婦の報告を受けた公安局はすぐ警察を派遣し、李玉を故郷から呼び出した。陳桃香夫婦に誣告されたことを知った李玉は怒り切って、事情の真相を全部警察に話した。1996年9月24日、検察院は重婚罪の罪で張国権と李玉を逮捕し、裁判所に公訴を提出した。これと同時に、李玉は憤然と検察院に陳桃香の誣告を告訴した。もし罪名が成立すれば、不惑之年の陳桃香も刑務所に入ることを免れられないであろう<sup>(3)</sup>。

上記2例で見たように、厳しい法律があるにもかかわらず、現実には、配偶者を有する人が他人と姦通する行為、または妾を娶うように同棲する、つまり、一夫一妻制に反する行為はまだ少しは存在している。事例10のように一人の男性が6人の女性をもっていたし、この6人の女性はみんなその男性の子供を産んだ。また、事例11のように、戸籍上には一夫一妻に見えるが、実は夫、妻、妾一緒に住んでいて、共同生活を営んでいた。

しかし、これらは昔のように正々堂々と人に見せることはできない。一旦暴露されたら、事例10のように、この世から去ったといってもみんなに批判されたし、事例11のように、男女双方とも逮捕されて、法的な責任を負わなければならないかった。

次は、離婚の平等である。漢民族では、女性は自由に離婚ができなかった。男性は「七出」<sup>(32)</sup>の罪で妻を追い出すことができた。これは「休妻」といった。これは平等な離婚ではなく、夫権のもとで、夫の一時的な権力によってなされる離婚である。女性は一生にわたって自由に離婚を請求することはできなかった。そして、追い出された女性は何も財

産を持って行くことができなかった。現在の法律では、「離婚において、双方は同等の離婚請求権と離婚に同意しないという弁護権を有する。また離婚に際しての財産の分割や子女の扶養に対しては、双方は同等の権利を有す」<sup>(33)</sup>と規定しており、離婚の請求だけではなく、財産の分割や子女の扶養も平等になった。

三番目は、家事の分担である。従来は「男外女内」「男主女従」などの家族制度によって、男は家事をやらなかったのである。現在、ほとんどが夫婦共働きである。従って、家事も共にやるようになった。特に都市圏内では家事を分担する夫婦が圧倒的に多い。1996年筆者は洛陽市で、1950年から1970年の間で生まれた夫婦60組を調査した。この夫婦はすべて共働きである。その結果は次の通りである。

#### 1. 家事の分担

a. 夫婦で家事を分担する	43組
b. 女性だけが家事をやる	14組
c. 男性だけが家事をやる	3組

#### 2. 女性だけが家事をやる原因

a. 夫が軍隊にいる	2人
b. 夫が忙しい（事業主）	3人
c. 夫が重労働者（建設業、運搬作業など）	3人
d. 夫が別の都市にいる	1人
e. 女がやるべきだ	5人

#### 3. 男性だけが家事をやる原因

a. 子供が小さい	1人
b. 女性の仕事場が遠い（往復四時間）	1人
c. 女性の体が弱い	1人

この調査を見ると、昔のように、女性が家事をやるのは当然なことと思っていたのは5人で、約十分の一しか占めていない。男女平等で、夫婦が互いに敬愛し合い、助け合おうとするのが圧倒的に多い。これは従来の婚入者を「よその人」として扱うのとは大いに違う。

### 第三節、少子政策による婚姻形態の変化

前節までに述べたように、家族制度の崩壊

によって、婚姻制度にも大きな変化が起こった。その最も具体的な現われは、婚姻の自由と夫婦関係における男女平等である。けれども、家の継続には、父系的血統を重視するという従来のイデオロギーはまだ根強く存在している。一部分の人々は今でも、「不幸有三、無後爲大」という。これは男の子が家を継承すべきであるという考えに基づいたものである。しかし、現実にはそう思い通りにはいかない。

1973年、中国の計画出産工作は、正式に国民経済計画の中に組み込まれた。この政策の推進に伴って、少子政策が確実に実施されてきた。では、洛陽市老城区での進展から見てみよう。

1971年：

計画出産管理機関を設け、人口増長を制御する企画を作成した。

1974年：

「晩、稀、少」を提唱し、一夫婦が二人の子供しか産んではいけないこととした。この「晩」は晩婚のことで、「稀」は子供の間隔が4～5歳以上保つことで、「少」は子供の数を二人以下に保つことである。

1979年：

1月、「國務院計画生育領導小組」が「獎一罰三」の政策を提出した。「獎一」とは一人の子供しか産まない夫婦に対して表彰、奨励することで、「罰三」とは子供を3人以上(3人のも含まれている)産んだ夫婦に対して経済的な制裁を与えることである。

6月、「全国人民代表大会」の第五回第二次会議で「一夫婦が一人の子供しか産むことができない」と強調した。それからは、計画出産工作の重点は一人っ子政策に移り、この政策は各地で確実に実施されてきた。

老城区の「計画生育員会」もそれらの政策に応じて、次のような賞罰制度を規

定した。

1. 3人或いは3人以上の子供を産んだ夫婦に、子女が生まれてから満14歳まで、夫婦の給料を双方とも十パーセントを罰金として、徴収し続ける。
2. 「早育(生育の年齢に達していない)」或いは「密育(子供の間隔が足りない)」夫婦に対して、毎月夫婦双方の給料の十パーセントを罰金として徴収する。ずっと条件が満ちるまでである。
3. 子供を一人しか産まない夫婦に対して、給料の昇進、出世、医療保険などを優先的に提供する。その子供にも「独生子女証書」を与え、経済的補助をする<sup>(34)</sup>。

このような一連の政策によって、一人っ子の家庭が多くなってきた。もちろんみんなはこの政策に賛成しているとは言えない。むしろ、男の子が家の跡継ぎだという考えを抱いている人はまだまだいる。

事例12、

卓は女性で、1979年高校を卒業し、かつての高校のクラスメートで、後同じ工場に就職した馮と恋に落ちた。双方の両親を集めて、「聘禮」を送る方法で約束し、婚約を明白した。そして、1981年二人は婚姻届を出して結婚した。結婚後、夫婦は仲がいいし、娘が二人いて、家族が幸せであった。しかし、2番目の娘が生まれてから問題が生じた。

卓は2番目の妊娠をしたとき、人工流産手術を受けるつもりであった。しかし、馮は男の子がほしかったし、卓も今度の胎児の位置が前回のと違うと感じ、たぶん男の子だろうと判断し、最初の考えを放棄して、男の子が生まれるのを楽しみにし期待した。しかし、生まれたのは2番目の娘であった。卓は「計画生育」政策に応じて、出産後すぐ不妊手術を受けた。このとき、馮は家になかったので、彼の同意を得ることがで

きなかった。帰ってきた馮はそれを知って苦悩した。「1番目は女の子で、2番目はまた女の子であった。男の子を産まないままでも不妊手術を受けた。私は絶後(跡継ぎがなかった)になった、一生が終わってしまった」と思っていて、投身自殺、切腹などの自殺を図った。翌日、馮は食事もしないでお酒ばかりを飲んでいて。卓は馮の異常なようすを見て、「何か悩みがあるの」と聞いた。馮は「無駄口をたたくな。私は自分の命などはどうでもいいと思っている」と答えながら、包丁で自分の左手の小指を切って、「無子之憤」を発散した。このことを聞いた馮の上司は彼を批判し、説得した。上司にせめられた馮は自分の認識が間違っていると認め、卓と和解した。しかし、根本にある「重男軽女」の考えが変わっていないから、常に妻と喧嘩していた。

ある日、馮は自分の次女を他人の男の子と取り替えようとしたが、卓は猛烈に反対し、さらにこのことを馮の上司に告げた。しかし、馮は、これは「家庭内の醜いことを外へ出す」、「夫の面子を破る」行為だと思った。そして、彼は拳で卓の顔を殴ったり、足で卓を蹴っ飛ばしたりした。さらに、我慢できなくて外へ逃げた卓を追いかけて、レンガを拾って、卓の頭に投げつけた。卓は意識不明の状態になった。知らせを得た会社の上司はかけつけてきて、卓を病院に送り、馮を厳しく批判し、二度と暴力を振るわないように反省文と保証書を書かせた。しかし、馮は頭の中の問題意識が解決していないので、4カ月にならないうちに、またその問題にこだわった。そして、次女の足を持って逆さまに吊るし、「男は200斤の重荷を担ぐことができるが、女はできない。女はもともと無用だ」とぶんぶんして言った。卓はそれを見て、「あなたの心は真っ黒だ」と言った。馮は大工用の長刀形の道具を持って、「告発に行け！殺してやる」と脅

迫した。卓はそれに恐れて、二人の娘を連れて実家に戻った。1984年8月、民事裁判所に夫の馮と離婚する訴えを提出した。

「半年にもならないうちに、馮が私を4回打って傷つけた、私は仕方がなく、二人の娘を連れて実家に戻った。しかし、それでも馮はまだ思いを遂げていないと思って、私の実家の全員を殺すとほかの男に頼んだが、その男がそれを引き受けなかったため、馮の陰謀は振り舞い得なかったのだ。それで、彼が自分で私の実家に来て大いに騒動をおこし、「もし帰ってきたら、ぶっ殺ししかない」と言った。会社の上司は彼を何回も批判し、説得して、保証書を書かせたにもかかわらず、今でも悔い改めようもない。」

と、卓は裁判所で泣きながら、離婚の判決を早く下すようにと要求した。

その後も頻繁に裁判所に来て催促した<sup>(35)</sup>。

例であげたように、女の子を二人産んだために夫に怒られ、夫婦喧嘩の種になった。夫は「絶戸」になったと失望し、自殺も図った。最後離婚するまでに至った。この例を見ると、少子政策が推進されていても、父系的血統を重視する観念は人々の頭の中では如何に根強く存在しているのかがわかるであろう。

しかし、人々は現実の生活に直面しなければならぬ。たとえ父系的血統を重視し、男の子がほしいと思っても、経済的な理由で、この政策に従わざるを得ないであろう。現在、一人っ子の家庭が圧倒的に多い。筆者が1996年洛陽市で1950年から1970年までに生まれた夫婦60組を調査した結果、

1. 本人の兄弟姉妹の人数
  - a. 2人兄弟 9人
  - b. 3人兄弟 15人
  - c. 4人兄弟 12人
  - d. 5人兄弟 13人
  - e. 6人兄弟 5人
  - f. 7人兄弟 4人



g. 8人兄弟	2人
2. 本人の子供の人数	
a. 子供1人	41人
b. 子供2人	12人
c. 子供3人	1人
d. 子供がいない	6人

このように、70年代までに一夫婦の子供の数と現在の一夫婦の子供の数との差は明確である。

こうした状況は婚姻形態に大きな影響を与える。つまり、一人っ子が圧倒的に多い。この一人っ子同士が結婚する場合は嫁入り婚か、婿入り婚かの選択は難しくなる。さらに、男の子がいない家でも、昔のように「過継児」をもらうことができなくなったからである。

#### おわりに

以上、まず、家族制度と関連しながら、漢民族の婚姻形態を見てきた。さらに、現在における婚姻状況と比べ、政治、経済、政策などの要因も含めて、漢民族の家族制度の変化を追求してきた。ここで、改めてそれらを整理すると、次のようにまとめることができるであろう。

第一、家族における血縁関係にある男と婚姻関係にある女との関係の変化である。夫権、父権、家父長権三位一体の家族制度の下では、血縁関係が優先され、いつも婚姻関係にある者の上位に立っていた。「男尊女卑」「男主女従」「男外女内」などがその特徴である。しかし、家族制度の崩壊に伴って、女性の地位が高くなった。従って、血縁関係と婚姻関係は「主従」の関係でなくなり、平等になったのである。

第二、婚姻形態の変化である。今までの家族制度の下で、嫁入り婚は漢民族の婚姻形態の主流に立ち、婿入り婚は排斥されていた。さらに、童養婚などの売買婚姻が存在していたし、「一夫多妻」の現象も許容されていた。しかし、社会制度が変わったことにより、法律も変わってきて、売買婚姻、「一夫多妻」な

ども許されなくなった。さらに、少子政策などの理由により、従来の、漢民族の婚姻形態の基本的な存在であった嫁入り婚も変化せざるを得ない現状である。以上が、漢民族の家族制度と婚姻類型に関する本論文の論点であるが、社会の変化の中で変容している家族のあり方などについては、今後もフィールドワークを行いながら、注目していかなければならないと考えている。

#### 注

- (1) 徐揚傑著『中国家族制度史』, 人民出版社, 1992年。著者は家庭を「社会の最も基本的な細胞であり, 人々の婚姻, 経済, 社会生活の最も基礎的な単位である」と定義している。さらに,
  1. 婚姻生活単位: 人間は特定の婚姻制度と道徳規範によって婚姻生活を送り, 子供を産み育てると同時に異性生活を行う。一定の婚姻形態がなければ, 家庭も存在しない。
  2. 経済生活単位: 人間は家庭を単位として生産と消費を行う。この経済単位の主要な特徴は, 同居, 共財, 同竈との三つである。
  3. 社会生活単位: 人間は家庭を単位として, 子供の教育, 結婚, 及び社会的な交際, 成員の安全保障などを行う。(2頁。筆者訳)と, 家庭の内容をまとめている。
- (2) 前掲書2頁。筆者訳。
- (3) 前掲書2頁。筆者訳。
- (4) 比較家族史学会編『事典 家族』, 弘文堂, 1996年。354頁。
- (5) 諸橋轍次著『支那の家族制』, 大修館書店, 1940年。目次参照。
- (6) 前掲注(4)。343頁。
- (7) 彭利芸著『宋代婚俗研究』, 新文豊出版, 1989年。2~3頁。
- (8) 蘇永, 魏林著『中国婚姻史』, 文津出版, 1995年。3頁。

- (9) 『禮記』卷第八,「郊特牲」第十一。
- (10) 『禮記』卷第二十,「昏義」第四十四。
- (11) 筆者による。
- (12) 婚約を結ぶ時,男性の側が女性の側に結納品として渡したものである。
- (13) 一元銀貨。中華人民共和国が成立する以前までは中国に通用していたものである。
- (14) 筆者による。
- (15) 足の指が足の裏の方に折り曲げられ,このように押しひしがれた足を数メートルの包帯で固く締め付け,血液の循環を妨げる手術である。
- (16) 中山義弘著『近代中国における女性解放の思想と行動』,北九州中国書店,1983年。14頁。
- (17) 前掲注(5)。52頁。
- (18) 加藤常賢著『支那古代家族制度研究』,岩波書店,1940年。541頁。
- (19) 筆者による。
- (20) 韓秀成「中国における家族形態の変化について」(『都市民俗研究』第三号,都市民俗学研究会,1997年)
- (21) 前掲注(1)。356頁。筆者訳。
- (22) 趙翼撰『廿二史劄記』卷十二。
- (23) 前掲注(7)。76頁。
- (24) 陶立璠著(佐野賢治監訳 上野稔弘訳)『中国民俗学概論』,勉誠社,1997年。263頁に参照。
- (25) ジュリア,クリステヴァ著(丸山静,原田邦夫,山根重男訳)『中国の女たち』,せりか書房,1981年。168頁。
- (26) 同前掲書。190頁。
- (27) 同前掲書。195頁。
- (28) 欧陽涛,肖賢富著『婚姻,家庭,継承疑案探究』,広西人民出版社,1990年。53～54頁。筆者訳。
- (29) 高橋強『改革開放下における中国の家族政策』,創価大学アジア研究所,1995年。10頁。
- (30) 新聞『半月文摘』,1997年1月15日。「一夫身亡,六「妻」争財」による。筆者訳。
- (31) 新聞『半月文摘』,1997年3月1日。「一個淪為“人妾”の小保姆」による。筆者訳。
- (32) ①,子供ができない。②,淫奔。③,舅姑に仕えない。④,お喋りで災いを引き起こした。⑤,盗みをした。⑥,嫉妬深い。⑦悪病がある。
- (33) 前掲注(29)。11頁。
- (34) 洛陽市老城区志編纂委員会編『洛陽市老城区志』,河南人民出版社,1989年。276～278頁に参照。
- (35) 前掲注(28)。99～101頁。筆者訳。

## 新刊紹介

尹光鳳著

### 『朝鮮後期の演戯』

尹は現在,韓国演戯研究を代表しているといっても決して言い過ぎではなさそうだ。といえるのは,唯一,韓国演戯に一生を投じている韓国民俗畑の一人でもあるからである。『韓国演戯詩研究』1985,『韓国の演戯』1992,『流浪芸人とコットウカッシノルム』1994などに続く『朝鮮後期の演戯』は特に朝鮮後期からの韓国の演戯を一目瞭然と整理していることから,上記の氏の演戯関連の著作とともに,近代以来の韓国演戯はその研究が一段落したような感じさえする力作なのである。内容の中には,朝鮮通信使とともに日本まで同行したといわれる演戯団の

実態が描かれたりするが,これは当時の日本の祭りへの影響などからみてこれからも研究が期待されており,典型的で持続的な異文化交流的一幕だったのである。氏の『朝鮮後期の演戯』は韓国のこれからの演戯研究への試金石だと思い,一読をお勧めする次第である。ただ,取りあえずはハングル版となっているが,いずれは日本語版をも出したいとの話しを聞いているから楽しみである。著者はいま広島大学で教鞭をとられている。(片茂永)

韓国,図書出版バギジョン  
1998年11月,1500ウォン